

羽保保第845号
令和2年5月20日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

羽曳野市長 北川 嗣雄
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」について（回答）

2020年4月20日付で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【連絡先】羽曳野市 保健福祉部
保険健康室 保険年金課
総務保健事業担当 植谷
TEL072 - 958 - 1111 内線 1790

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が 払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書

【羽曳野市 回答】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

社会保険の制度にあわせて、国民健康保険加入者で、サラリーマン等の給与収入のある「被用者」を対象としています。本市におきましては既に整備済となっています。また、手続きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での対応を可能としています。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

保険料減免に関する条例は整備済となっています。納付書に同封するチラシ等で、被保険者の方に周知する予定をしています。また、手続きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での対応を可能としています。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

納付困難な保険料がある被保険者に対しては、日々の窓口相談に加え、定期的な休日窓口相談、夜間窓口相談を行うなど、事情を聴取する機会に努め、分納計画を設定するなど、被保険者の状況に応じて、きめ細かい対応を図っているところです。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

国税徴収法や、過去判例にも照らし合わせて、適正に滞納整理をおこなっています。

- ⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

一部負担金減免の基準と保険料減免の基準は異なるため、必ず同時に適用できるとはなりません。それぞれの基準に該当すれば、同時に適用されることもあります。また、手続きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での対応を可能としています。